

**子の返還拒否は違法**

国境を越えた子の連れ去り防止を定めたハーグ条約に基づく

求の上告審判決で、最高裁第1小法廷(山口厚裁判長)は15日、「父親の請求を認めるべきだ」として、父親側敗訴とした1審判決を破棄し、審理を名古屋高裁に差し戻した。

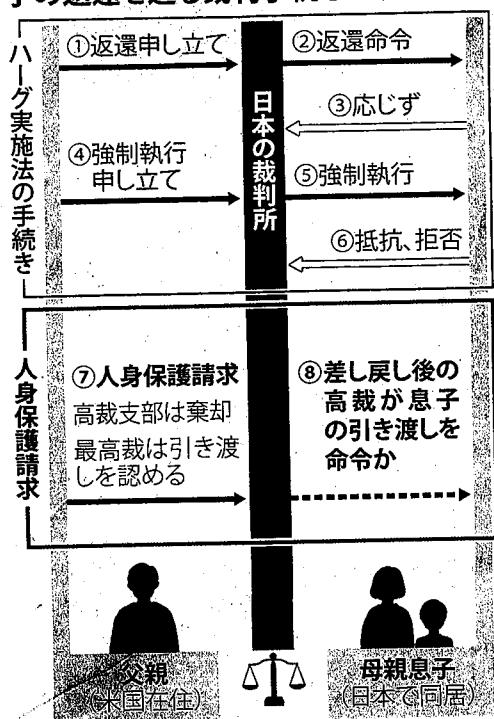
**父側敗訴の1審破棄**

最高裁は「裁判所の著しく違法な身体拘束返還命令に従わず子を保護下に置くことば、特段の事情がない限り子を連れ帰った親がハ

所の返還命令に従わないケースが相次いでおり、最高裁は条約手続きの順守を強く促した形だ。

判決によると、争つ

を命じたが、母親は心じず、強制執行で執行官が自宅を訪れた際にも引き渡しを拒んだ。父親は息子の引き渡しを求めて人身保護請



てているのは米国で暮ら  
して、ハーバード大学を卒業。

卷之三

求を退けた。

求の裁判（2審制）を起こしたが、1審の名古屋高裁金沢支部は昨年11月、「鳩子は自由の意思で日本に残りたいを選んだ」として讀

て「11歳で帰国して中親に依存せざるを得ず、母親の不当な言論の影響を受けて『やがて言わざるを得ない』と言摘した。その上で

5人全員一致の意見  
ハーグ条約は、親の一方が断りなく16歳未満の子を国外に連れ出した場合、残された親の求めに応じ、原則として

## 子巡る争い長期化回避

解說

**解説** 法の引き渡しハーバー実施に詳しい山本和彦  
命令を拒むことが原則として違法になると示した15日の最高裁判決は、子を巡る親同士の争いが長期化することを避けようとする狙いがあるといえる。外務省によると、司法に基づく裁判所の返橋大教授（民事法）は、「今回の判決により、両親の争いが早期に和解や調停で解決されることが期待できる。返還命令が十分履行されないと言われる現状について、制度の再考を示唆したとも言えるのではないか」と見る。

外務省によると  
法に基づく裁判所の返  
還命令は今年2月まで  
に23件出された。うち  
6件で強制執行に至っ  
たが、いずれも親の抵  
抗で実現しなかった。  
人身保護請求の判決  
に従わない場合は2  
年以下の懲役や罰金の  
刑事罰が科される可能  
性がある。条約の手続

示唆したとも言えるのではないか」と見る。

今回のようないハーネ  
実施法、人身保護請求と異なる裁判を繰り返す当事者の負担は大きい。弁護士の間では、ハーネ実施法の執行手続きが「厳密すぎる」との批判もある。子の利益を最大限に重視した上で、親同士の泥沼化する争いをどう決着させればいいか、更多的議論が求められる。